

## 議事要旨(1) IFRSのエンドースメント手続に関する計画の概要

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRSのエンドースメント手続に関する計画の概要（案）について、説明資料[審議事項（1）]に基づき、詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会と既存の専門委員会との関係はどのようになるのかとの質問があった。これに対して事務局からは、まずは作業部会で検討を進めていき、必要に応じ、専門委員会の意見を伺うことも考えられるとの回答があった。
- ある委員より、IFRS と日本基準の差異を分析するに際しては、詳細になり過ぎず、ある程度大きな差異について対象とすべきではないかという意見があった。これに対して、事務局からは、削除又は修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきとされていることから、分析の対象は主要な差異に限定されるのではないかと発言があった。
- ある委員より、「エンドースメントされた IFRS」をうまく活用して IASB に対して再審議を促すような仕掛け作りも視野に入れてもらいたいとの意見があった。これに対して、事務局からは、そうしたことも効果としてあろうかと思うが、我々は ASAF などに参加して一緒に IFRS を作っていく立場でもあるということも十分認識しておく必要があるとの発言があった。
- ある委員より、次の質問及び意見があった。
  - ・ 国際的に IFRS と認められるものを作るのか、あくまでも我が国における会計基準を作るのかについて、どのように考えて進むべきか。
  - ・ 概念フレームワークを対象に含めないことは一つの考え方だと思う。
  - ・ IFRS のプリンシプル・ベースのアプローチを引き継ぐのか、我が国における会計基準であることを踏まえてルール・ベースのアプローチを採るのか、どう考えるべきか。これに対して、事務局からは次の発言があった。
  - ・ 作業していく上では、国際的にどう評価されるかを考えなければならないが、同時に、IFRS の考え方を自国に取り入れていく試みでもあり、国内的な納得感も考える必要がある。作業部会や専門委員会において、多くの意見・知見を聞きながら判断していく。また、本件に関して、ある委員より、次の発言があった。
  - ・ 概念フレームワークについては、今回対象に含めるか否かとは別に、概念フレームワークが現在改訂中であるから、将来的に対象に含めるということも考えられる。
- ある委員より、第 7 項の判断基準のうち「実務上の困難さ」及び「周辺制度との関連

等」は読み手によって読み方に広い幅があり、その内容をどこかの段階で具体化する必要があるのではないかという意見があった。これに対して、事務局からは、「実務上の困難さ」や「周辺制度との関連等」については、作業部会において、任意適用している又は準備を進めている作成者から、実際の負担を聴取することが重要であると考えているという発言があった。

- ある委員より、「エンドースメントされた IFRS」が IFRS として認められるのかについて、どのように判断できるのかという質問があった。これに対して、事務局からは、この「エンドースメントされた IFRS」の名称や取り扱いに関する金融庁の今後の判断にも関係するとの回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 第 7 項の判断基準について、具体的な個別基準のイメージを持つことは重要であり、より具体的に整理しなければならないと考える。
  - ・ 「エンドースメントされた IFRS」が日本語により作成されることに関して、英語の IFRS と日本語の「エンドースメントされた IFRS」の関係や両者が異なっている場合の対応の整理も必要ではないか。
  - ・ 「エンドースメントされた IFRS」には、IFRS との差異の説明（和英）を含める必要があるのではないか。これに対して、事務局からは次の発言があった。
  - ・ 第 7 項の判断基準について抽象的に整理することは困難であり、具体例に当たって全体感を見ながら候補を絞っていくことが適当ではないかと考えている。
  - ・ 日本語と英語の差については、翻訳である限り、完全になくすことはできない面がある。類似の例として、翻訳した IFRS を使っている韓国があり、参考にしていきたい。また、本件に関して、IFRS 翻訳委員会を担当している委員より、次の発言があった。
  - ・ 翻訳に関連しては、IFRS 翻訳レビュー委員会と IFRS 翻訳委員会において既存の翻訳について基準間での表現の整合性を含めて見直し作業を行っており、本年秋には見直しが完了する予定である。
- あるオブザーバーより、外部から見た場合にエンドースメントしたものは IFRS ではないと否定的に受け取られる可能性があるため、「エンドースメントされた IFRS」という名称はなるべく使うべきではないという意見があった。これに対して、事務局からは、「エンドースメントされた IFRS」という用語は、本説明資料の中だけで用いられるものであるとの回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 一年という短期で意見をまとめるためには、第 7 項の判断基準をできるだけ早く具体的に整理する必要があると考える。
  - ・ 「会計基準に係る基本的な考え方」の違いの一つとして、会計基準におけるガイドン

スのレベルの違いがある。カーブアウトや修正がない場合であっても、ガイダンスのレベルが違う場合には、第 13 項のガイダンスを、必要に応じて作成していただきたい。

これに対して、事務局からは次の発言があった。

- ・ 第 7 項の判断基準の「会計基準に係る基本的な考え方」は、当期純利益の考え方や公正価値測定範囲等、これまで議論してきたものが該当することになると考えている。一方、第 13 項のガイダンスは、実務的に適用・解釈する際の便宜を図るものであり、性質が違う。ただし、ガイダンスについては、様々な見方があり、いろいろな方の意見を聞きながら、十分検討していきたいと考えている。
- ある委員より、次の意見があった。

- ・ 「エンドースメントされた IFRS」が本当に IFRS と認められるかは重要な問題である。現段階で結論は出ないとしても、早い段階で、IFRS と呼べるものを狙うのか、導入企業の拡大を狙うのか、どちらを目的とするのかを明確にする必要がある。

これに対して、あるオブザーバーより、次の発言があった。

- ・ IASB は、今回の企業会計審議会の決定について、ピュア IFRS の導入を促進するためのインフラ整備として肯定的にとらえているが、その前提は「エンドースメントされた IFRS」は日本基準であるということである。
- ・ 企業会計審議会の決定に対する海外の反応の中には、日本は任意適用を放棄してエンドースメントに切り替えるのかと誤解しているものもあった。エンドースメントとは、自国にとって受け入れられないものを外すという意味とも捉えられるため、任意適用を放棄するという誤解につながったものである。名称についてはよく考える必要がある。
- ・ 日本が理想の IFRS を主張する場合、ASAF、コメントレーターなどを含むデュー・プロセスを通じて主張すべきである。

最後に、西川委員長より、本件については引き続き議論していきたい旨のコメントがあった。

以 上